

---

令和6年度第7回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 令和6年10月10日(木) 13時30分

2. 招集の場所 船岡地区公民館 大集会室

3. 出席委員 ○農業委員

会長	12番	安部 寛			
会長職務代理者	13番	山根 祐一	14番	川村 忠幸	
委員	1番	田中 孝幸	2番	東田 輝正	
	3番	明治 良一	4番	岸本 慶子	
	5番	衣笠 指囷	8番	上田 正人	
	9番	大谷 誠一	10番	細田 邦男	

○農地利用最適化推進委員

委員	西尾 寿秋	井上 寿光
	荻原 晴雄	岸本 政明
	横山 茂	猪本 正己
	佐藤 洋一	藤田 榮一郎
	鎌谷 一也	中山 浩一
	保田 公範	中嶋 美枝子

4. 欠席委員 横野 俊彦 大村 祥一郎 山本 知司 山田 裕人  
公賀 義高

5. 議事日程

- |    |            |                            |           |
|----|------------|----------------------------|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 9番 大谷 誠一                   | 10番 細田 邦男 |
| 第2 | 報告事項1      | 農地法第3条の3の規定による届出書について      |           |
|    | 2          | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |           |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議について     |           |
| 第4 | 議案第2号      | 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について  |           |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積等促進計画について           |           |
| 第6 | その他        |                            |           |

農業委員会事務局職員 事務局長 西山 千華子 係 長 尾崎 千穂  
主 任 奥谷 真好

## 6. 会議の概要

局長

開会（13時31分）

本日の欠席者は、横野俊彦委員、大村祥一郎委員、山本知司委員、山田裕人推進委員、公賀義高推進委員の5名です。

農業委員 出席者数 11名

農地利用最適化推進委員 出席者数 12名

定足数に達していますので、令和6年度第7回八頭町農業委員会を始めます。

開会にあたり、議長（会長）あいさつをお願いします。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、9番大谷誠一委員、10番細田邦夫委員にお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に日程第2、報告事項ですが私の方からはありませんので、委員さん方で報告がありましたらお願いしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようですので事務局は報告をお願いします。

事務局

報告を2件させていただきます。資料をご覧ください。

報告1 農地法第3条の3の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は6件です。記載事項がもれなく記載されており、内容も問題ありませんでしたので受理しました。

報告2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理しましたので報告します。5ページをご覧ください。農地の貸借の合意解約です。今月は2件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。なお、19-2につきましては、公共工事に伴う解約になります。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。そうしますと、報告第1号、農地法第3条の3の規定の分の関係ですけれども、6件について皆様の方でご質問、ご意見等あればお受けしたいと思います。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

では、報告第2号の農地法第18条第6項の規定についての、ご質問、意見等がありましたら、お伺いしたいと思います。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	<p>では、無いようですので、続きまして、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>なお、受付番号11-1と受付番号12-2は、譲渡人と譲受人とはそれぞれ姉妹関係にあり、同じ譲受人への所有権移転の案件となりますので、一括して説明並びに委員さんからの報告をしていただこうと思いますので、お願いしたいと思います。</p> <p>受付番号11-1並びに受付番号12-2について、事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請審議について。</p> <p>初めに、受付番号11-1について説明します。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号11-1朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 小別府地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,921 m<sup>2</sup></p> <p>続きまして、受付番号12-2について説明します。</p> <p><b>【議案第1号 受付番号12-2朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 小別府地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 106 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 小別府地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 19 m<sup>2</sup></p> <p>土地の所在地 小別府地内 登記地目：田 現況地目：田 面積 2,256 m<sup>2</sup></p> <p>理由につきましては、受付番号11-1の譲渡人の●●さん、受付番号12-2の譲渡人の●●さん、譲受人の●●●●さんは、姉妹関係にあります。親御さんが亡くなられたときに、姉妹でそれぞれ農地を相続されましたが、長女、次女ともに高齢になるので、実際に農地の管理をしている三女の●●さんへ譲り渡すことで贈与の話がまとまったものです。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは所有する八頭町内の農地や若桜町内の農地で田んぼや畑を耕作しておられます。今回譲り受けられる農地は現状のまま水稻や野菜を作られる予定です。</p> <p>通作については、自宅から概ね13km程度で問題ないと思われま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人の●●さんは、28年程度の農業従事経験があり、また、ご主人や子供さんも15年以上農業従事経験がありますので問題はないと思われれます。</p> <p>最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では引き続き水稻や野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましては、2番 東田輝正委員に事前調査をお願いしていますので、受付番号11-1並びに受付番号12-2について、一括で報告をお願いします。</p>
東田委員	<p>議席番号2番の東田です。譲渡人の●●さんと譲受人の●●さんに、10月の3日に聞き取りを行いました。譲渡人の●●さんは県外にお住まいで、水田の管理ができなく以前から●●さんに耕作を頼んでおられました。●●さんと●●さんは姉妹という事もあり、妹の●●さんに譲渡するという事ですので、問題ないと思います。</p> <p>受付番号12-2の所有権移転の件ですが、譲渡人の●●さんは市内にお住まいですので、水田の管理ができなく●●さんが耕作をしておられます。●●さんは妹の●●さんに譲渡したいとの意向でした。他ではありませんが、上から●●さん●●さん、●●さんは三姉妹ですので、所有権移転には問題ないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。そうしますと、受付番号11-1につきまして、質問意見等ある方はお聞きしたいと思います。</p>
委員一同	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	<p>（全員挙手）</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号11-1について、申請どおり決定とします。</p> <p>続きまして、受付番号12-2につきまして、質問意見等がある方についてはお願いします。</p>

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	(全員挙手)
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号 12-2 について、申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 13-3 について事務局は説明をお願いします。
事務局	農地法第3条の規定による許可申請審議について。 受付番号 13-3 について説明します。 <b>【議案第1号 受付番号 13-3 朗読後、説明】</b> 土地の所在地 下峰寺地内 登記地目：田 現況地目：畑 面積 216 m <sup>2</sup> 申請地は、圃場整備の時に調整分配された田んぼです。縦長の田んぼが三等分してあり、真ん中のほ場がこの度の譲受人である●●さんの農地になります。 理由につきましては、譲渡人の●●●●さんは、高齢であり耕作ができないこともあり、●●さんの農地を通して真ん中の農地を耕作していた譲受人の●●さんへ譲り渡したい旨相談をされたところ、売買の話がまとまったものです。 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件ですが、現在譲受人の●●さんは申請地の隣の農地で野菜を栽培されております。今回譲り受けられる農地でも、野菜を栽培される予定です。 通作については、自宅から概ね500m程度であり、問題はないと思われます。 農地法第3条第2項第4号の農作業従事要件ですが、譲受人は、3年程度農業従事期間がありますし、奥さんも3年程度従事期間がありますので、問題はないと思われます。 最後に、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件ですが、申請地では野菜を栽培されるということで、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。以上です。
議長 (会長)	はい、ありがとうございます。この件につきましては、3番 明治良一委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

明治委員	<p>はい、議席番号3番の明治が13-3について報告します。10月4日に両者に話を聞いて確認をしました。</p> <p>先ほど事務局の方から説明があったとおりです。特に、変わった情報は得ていませんので。●●さんも野菜を作っているという事ですので、耕作放棄地とかそういうことにはならないと思いますので、周辺に対する影響はないということで、譲渡しても問題ないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いします。</p>
委員一同	(質疑なし)
議長（会長）	<p>意見が無いようですので採決したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員一同	(全員挙手)
議長（会長）	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。受付番号13-3について、申請どおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終了します。</p> <p>続きまして、日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につきまして審議を行います。</p> <p>受付番号5-1について事務局は説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について。受付番号5-1について説明をします。議案書の2ページをご覧ください。</p> <p><b>【議案第2号 受付番号5-1 朗読後、説明】</b></p> <p>土地の所在地 石田百井地内  登記地目：畑 現況地目：畑  面積 142 m<sup>2</sup>  資料については、議案書の3ページから9ページに付けています。</p> <p>場所については、議案書の3ページから5ページに図面を付けていますが、石田百井集落内に位置する農地になります。土地利用計画図は6ページに付けています。</p> <p>転用理由につきましては、実家近くの農地に住居を整備したいとのことです。</p>

事務局

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明します。

まず立地基準の農地区分と許可根拠についてですが、農地区分は、小集団の生産力の低い第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続です。

資力及び信用についてですが、資力は金融機関の通帳の写しにより確認をしました。

また、申請者は過去に違反転用を行ったことはなく、適当と考えます。

事業計画を確認したところすみやかに実行されることを見込まれます。規模の妥当性については、土地利用計画図から必要最小限の面積であり妥当と考えられます。

周辺農地への影響ですが、西側は宅地、東側は畑、南側は境内地、北側は町道であり、隣接地の同意は得られています。

また、雨水は自然流下で既設の道路側溝に放流し、汚水は集落排水へ接続し問題はありません。

日照、通風についてですが、周辺農地とは十分に距離を取っているため、影響はありません。

また、被害防除については、すみやかに対処することとしており問題ないと考えます。

以上です。 【スライド現地説明】

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきましては、8番 上田 正人委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

上田委員

はい、8番上田でございます。調査日は10月2日の水曜日、朝の7時40分頃ですね、現地の石田百井地内、お父さんが、●●●●●●さん息子さんが●●●●●●さん、現地に行きましてお父さんの●●●●●●さんに確認いたしました。すぐ隣に一般個人住宅を建てるということでございました。問題ないと思いますのでどうぞよろしく願いをいたします。以上です。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。この件につきまして、質問意見等がある方はお願いします。はい、井上委員。

井上推進委員

推進委員の井上ですけども。この農地の建物を建てる所は、ほぼ半分くらいなんですよね。奥まったところは、どんな利用をされるという恰好なんでしょうか。

議長（会長）	事務局は説明をお願いします。
事務局	※残地利用について説明、内容省略。
議長（会長）	他にご意見等ある方につきましては、お聞きしたいと思います。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	意見が無いようですので採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	賛成多数と認めます。申請どおり決定といたします。 以上で議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についての審議を終了します。 続きまして、日程第5 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について事務局は説明をお願いします。
事務局	議案書の10ページをご覧ください。 議案第3号 農用地利用集積等促進計画について説明します。 八頭町長より令和6年9月30日付けで農用地利用集積等促進計画について意見を求められているものです。整理番号282-1から302-21について説明します。 この度は貸借のみです。この度鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地32,911㎡（28筆）と既に機構へ集積されている農用地15,658㎡（9筆）を借受け希望のありました地域の担い手等へそれぞれ貸付けをするものです。 地域の担い手法人5社へ24,680㎡（18筆）、その他6名の個人耕作者へ23,889㎡（19筆）を貸付けます。 なお、整理番号284-3は新規の貸付けになりますが、この農地は、先月の農業委員会で解約の報告をした農地で、この度新しい耕作者へ再度貸付けを行うものです。以上です。
議長（会長）	それでは審議を行いたいと思います。整理番号282-1から302-21について、審議を行います。これにつきまして、質問意見等がある方につきましては、お願いします。
委員一同	（質疑なし）

議長（会長）	意見が無いようですので採決に移りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。
委員一同	（全員挙手）
議長（会長）	ありがとうございます。賛成多数と認めます。整理番号 282-1 から 302-28 につきまして、申請どおり決定します。 以上で議案第3号 農用地利用集積等促進計画についての審議を終了させていただきます。 続きまして、日程第6 その他について、事務局より説明をお願いします。
事務局	1. 第6回定例委員会での質問事項等について 2. 次回の農業委員会開催日時について 次回の農業委員会は11月12日（火）13時30分から、船岡地区公民館大集会室で開催します。以上です。
議長（会長）	はい、ありがとうございます。事務局の方では、以上であります。委員の皆様から、報告事項等があればお聞きしたいと思います。何かありますでしょうか。
猪本推進委員	最近、農地パトロールで見て周っているんですけども、田んぼを借りている人が、何も作らずに草を生やして、周りの人がね、非常に迷惑をされております。それで、せめて畔草くらいはかってもらうように、推進委員として話をしようかと思っておりますけれども、耕作者に対してね、よろしいでしょうかね、させてもらっても。
議長（会長）	それはお願いしたいと思います。
猪本推進委員	そうですか、はい、わかりました。 このことをちょっと確認して、話をしようと思っておりますので。
議長（会長）	農地パトロールの時に、そういうふうに地権者の方とお話しながら、農地を管理していただけたらということでお話いただけたらいいかと思えます。
猪本推進委員	せっかく借りたのに、何も作らないじゃあ、なんのために借りたもんだかよく分かりませんが、そのことをね、きちんと話をしてもう報告をさせてもらいますので。

---

議長（会長） はい、ありがとうございます。お世話になります、よろしくお願  
いします。  
他にご意見等ある方につきまして、よろしくお願ひします。

委員一同 （なし）

議長（会長） では、ちょっと早いですけども、無いようですので、以上で第7  
回農業委員会を終了させていただきたいと思ひます。

終了（14時10分）